

平成 2 9 年 3 月定例会 付議事件一覧

平成 2 9 年 2 月 2 7 日現在

● 市長提出議案案件

先議案件 1 2 件 (補正予算 = 1 2 件)

議案案件 3 5 件 (当初予算 = 1 4 件、条例 = 1 6 件、単行 = 5 件)

諮問案件 2 件 (人権擁護委員 = 1 件、審査請求 = 1 件)

以下の表の右欄「ページ」に「 」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

先議を依頼する議案 (1 2 件)

○ 補正予算議案 = 1 2 件

			ページ
1	議案第 1 号	平成 2 8 年度都城市一般会計補正予算 (第 6 号)	
2	議案第 2 号	平成 2 8 年度都城市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	
3	議案第 3 号	平成 2 8 年度都城市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	
4	議案第 4 号	平成 2 8 年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	
5	議案第 5 号	平成 2 8 年度都城市農業集落下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	
6	議案第 6 号	平成 2 8 年度都城市整備墓地特別会計補正予算 (第 1 号)	
7	議案第 7 号	平成 2 8 年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)	
8	議案第 8 号	平成 2 8 年度都城市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)	
9	議案第 9 号	平成 2 8 年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	
10	議案第 1 0 号	平成 2 8 年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	
11	議案第 1 1 号	平成 2 8 年度都城市電気事業特別会計補正予算 (第 3 号)	
12	議案第 1 2 号	平成 2 8 年度都城市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	

通常審議分

○ 当初予算議案 = 1 4 件

			ページ
13	議案第 1 3 号	平成 2 9 年度都城市一般会計予算	
14	議案第 1 4 号	平成 2 9 年度都城市食肉センター特別会計予算	
15	議案第 1 5 号	平成 2 9 年度都城市国民健康保険特別会計予算	
16	議案第 1 6 号	平成 2 9 年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	
17	議案第 1 7 号	平成 2 9 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計予算	

18	議案第 1 8 号	平成 2 9 年度都城市整備墓地特別会計予算	
19	議案第 1 9 号	平成 2 9 年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	
20	議案第 2 0 号	平成 2 9 年度都城市介護保険特別会計予算	
21	議案第 2 1 号	平成 2 9 年度都城市御池簡易水道事業特別会計予算	
22	議案第 2 2 号	平成 2 9 年度都城市簡易水道事業特別会計予算	
23	議案第 2 3 号	平成 2 9 年度都城市電気事業特別会計予算	
24	議案第 2 4 号	平成 2 9 年度都城市水道事業会計予算	
25	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度都城市公共下水道事業会計予算	
26	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度都城市農業集落排水事業会計予算	

○ 条例議案 16件 新旧対照表を参照			ページ
27	議案第27号	都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	1
	平成29年4月1日現在の職員数に合わせた職員定数とするため、所要の改正を行うもの		
28	議案第28号	都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象になる子の範囲が拡大されることや介護休暇の取得方法が変更されること等に対応するため、それぞれの条例について所要の改正を行うもの		
29	議案第29号	都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について	11
	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったこと等に対応するため、所要の改正を行うもの		
30	議案第30号	都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
	乳幼児の医療費に係る一部負担金の全額を助成するため、所要の改正を行うもの		
31	議案第31号	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
	重度心身障害者に係る医療費の助成対象者の範囲を拡充するため、所要の改正を行うもの		
32	議案第32号	都城市市民健康センター及び高城保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	29
	市民健康センターを中心市街地中核施設に移転することに伴い、所在地を改める等のため、所要の改正		
33	議案第33号	都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例の制定について	33
	利用者の利便性の向上及び来館者数の増加を目的として施設利用料の減額規定を追加するため、それぞれの条例について所要の改正を行うもの		

	議案第 3 4 号	都城市高城勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	
34	高城勤労青少年ホーム内のシャワー室にガス給湯設備等を設置したことに伴い、シャワー室の使用料を設定するため、所要の改正を行うもの		37
	議案第 3 5 号	都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	
35	高崎福祉保健センター内の集団検診室を市民の利用に供することに伴い、使用料を設定する等のため、所要の改正を行うもの		51
	議案第 3 6 号	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
36	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育士の配置に係る特例を新設する等のため、所要の改正を行うもの		55
	議案第 3 7 号	都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
37	就学援助の交付に関する事務について個人番号を利用できることとするとともに、市長部局と教育委員会の間において特定個人情報を提供できるものとするため、所要の改正を行うもの		59
	議案第 3 8 号	都城市大島畠田遺跡歴史公園条例の制定について	
38	国指定史跡大島畠田遺跡を保存するとともに、市民に公開することにより郷土愛の醸成に寄与することを目的として、都城市大島畠田遺跡歴史公園を設置するため、条例を制定するもの		65
	議案第 3 9 号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
39	大規模非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査等に係る手数料等を加えるため、所要の改正を行うもの		73
	議案第 4 0 号	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
40	第 2 軍神原団地の一部を用途廃止するため、所要の改正を行うもの		87
	議案第 4 1 号	都城市農業伝承の家条例の一部を改正する条例の制定について	
41	農業伝承の家の施設の使用料について利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うもの		91
	議案第 4 2 号	都城市中心市街地中核施設条例の制定について	
42	多様な都市機能を集約することにより市民の利便性の向上を図るとともに、多世代が交流できる市民活動を推進し、もって中心市街地における賑わい空間を創出することを目的として、都城市中心市街地中核施設を設置するため、条例を制定するもの		95

○ 単行議案 5 件

ページ

	議案第 4 3 号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	
43	官民協働で都市機能の集約化を促進し中心市街地の活性化を図るため、都城大丸跡地等の敷地を都城市中心市街地中核施設整備支援事業民間施設立地支援事業の優先交渉権者として決定した株式会社センター・シティに対し、年間貸付料3 0 3 万 6 千 5 5 0 円であるところ、必須機能部分については無償で、その他の機能部分については3 7 万 2 千 9 2 円（予定）に減額して貸し付けることについて、議会の議決を求めるもの		113

44	議案第 4 4 号	障害者自立支援法に規定する介護給付等の支給に関する審査判定事務の委託に係る規約変更に関する三股町との協議について	123
	障害者自立支援法の名称が改正されたことに伴い、「三股町と都城市との間における障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約」の題名等を変更することについて、三股町との協議を行うため、議会の議決を求めるもの		
45	議案第 4 5 号	公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託に係る規約変更に関する三股町との協議について	129
	本市の下水道事業について公営企業法の全部を適用することに伴い、「公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託に関する規約」の文言の整理を行うことについて三股町と協議を行うため、議会の議決を求めるもの		
46	議案第 4 6 号	市道の認定及び廃止について	131
	国土交通省が整備を進めている地域高規格道路都城志布志道路の平塚ⅠＣから南横市ⅠＣ（仮称）までの区間における工事の進捗やその他の理由により、多数の市道に変更が生じたため、当該市道を認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求めるもの（認定 50本、廃止 99本）		
47	議案第 4 7 号	都城市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて	
● 諮問案件 1 件			ページ
48	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	
49	諮問第 2 号	審査請求に関する諮問について	

平成 2 9 年第 1 回都城市議会定例会（ 3 月）

（議案第 1 号～第 4 7 号、諮問第 1 号）

議案第 27 号

都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市職員定数条例の一部を改正する条例

都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（定義）

第1条 この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する教育機関、上下水道局並びに消防機関に勤務する一般職の地方公務員（臨時の職員を除く。）をいう。

第2条第1号中「1,086人」を「1,007人」に改め、同条第6号中「職員」を「事務部局の職員」に改め、同条第7号中「135人」を「107人」に改め、同条第8号を次のように改める。

（8） 上下水道局の職員 85人

第2条第9号中「182人」を「183人」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 併任を命ぜられた職員については、その主たる職の属する部局等の定数に含め、従たる職の属する部局等の定数には含めないものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 28 号

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）」を加え、同条第 2 項中「職員が」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に改め、「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）」を加え、「とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」」を「とあり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のあ

る職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条の見出し中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

（都城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22

年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、同条第4号中「限る。）」を「限る。）。」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条中「第9条」を「次条」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第12条中「平成18年条例第42号」の次に「。以下「勤務時間等条例」という。」を加える。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該休暇に係る改正後の都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議案第 29 号

都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例等の一部を改正する条例

(都城市税条例の一部改正)

第 1 条 都城市税条例 (平成18年条例第99号) の一部を次のように改正する。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税の課税免除)

第81条 商品であって使用しない軽自動車等 (第91条第 1 項に規定する標識の交付を受けていない原動機付自転車及び小型特殊自動車並びに道路運送車両法第60条第 1 項後段に規定する車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車又は同法第97条の 3 第 1 項に規定する車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車に限る。) に対しては、軽自動車税を課さない。
附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(都城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 都城市税条例等の一部を改正する条例 (平成28年条例第26号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「 (都城市税条例の一部改正) 」を付し、同条のうち、都城市税条例第18条の 3 の改正規定中「、「軽自動車税」を「種別割」に」を削り、同条例第19条各号列記以外の部分の改正規定中「「第67条」の次に「、第81条の 6 第 1 項」を加え、」を削り、同条第 2 号及び第 3 号の改正規定中「、「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改め」を削り、同条例第80条の改正規定を次のように改める。

第80条第 1 項中「 2 輪」を「二輪」に改める。

第 1 条のうち都城市税条例第80条の 2 を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に 7 条を加える改正規定を削り、同条例第82条の改正規定を次のように改める。

第82条第 1 号イ及びウ中「 2 輪」を「二輪」に改め、同号エ中「 3 輪」を「三輪」に改め、同条第 2 号ア中「 2 輪」を「二輪」に、「 3 輪」を「三輪」に、「 4 輪」を「四輪」に改め、同条第 3 号中「 2 輪」を「二輪」に改める。

第 1 条のうち都城市税条例第83条及び第85条の改正規定を削り、同条例第87条の改正規定を次のように改める。

第87条第 1 項から第 3 項までの規定中「 2 輪」を「二輪」に改める。

第1条のうち都城市税条例第88条、第89条及び第90条の改正規定を削り、同条例第91条の改正規定を次のように改める。

第91条第8項中「き損」を「毀損」に改める。

第1条のうち都城市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「3輪」を「三輪」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する3輪」を「掲げる三輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する3輪」を「掲げる三輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する3輪」を「掲げる三輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 都城市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に

種別割によって課する。

- 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(軽自動車税の非課税等の範囲)

第81条の2 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のもの

(2) 商品であって使用しない軽自動車等 (第91条第1項に規定する標識の交付を受けていない原動機付自転車及び小型特殊自動車並びに道路運送車両法第60条第1項後段に規定する車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車又は同法第97条の3第1項に規定する車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車に限る。)

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、

施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付きのものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中

「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条」を「、第43条」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）第1条中都城市税条例第18条の3の改正規定、同条例第80条の改正規定、同条例第82条の改正規定、同条例第87条の改正規定、同条例第91条の改正規定、同条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定並びに第2条中

都城市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）附則第6条の改正規定（「3輪」を「三輪」に改める部分に限る。）平成29年4月1日附則第1条に次の1号を加える。

（4）第1条の2及び第2条の規定（都城市税条例等の一部を改正する条例附則第6条中「3輪」を「三輪」に改める部分を除く。）並びに第3条中都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の都城市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成18年条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以降」を「以後」に、「もの」を「者」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第3条から第6条までを次のように改める。

（助成の要件）

第3条 助成を受けることができる乳幼児は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- （1）本市に住所を有する者であること。
- （2）医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であること。
- （3）生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される者でないこと。

（申請及び認定）

第4条 医療の助成を受けようとする乳幼児の保護者等は、規則で定めるところにより、市長に対して申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について、乳幼児が前条の規定に該当すると認めたときは、規則で定める日から当該乳幼児を助成の対象者として認定する。

（受給資格証）

第5条 市長は、前条の規定により助成の対象者として認定した乳幼児（以下「助成対象者」という。）について受給資格を登録するとともに、助成対象者の保護者等（以下「受給者」という。）に対し、受給資格証を交付する。

- 2 受給者は、助成対象者が宮崎県内の保険医療機関等において保険給付を受けるときは、当該保険医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

（助成）

第6条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（食事療養及び選定療養に係る費用を除く。）から医療保険各法の規定により保険者又は共済組合が負担すべき額（国又は地方公共団体が負担すべき額があ

るときは、これを加えて得た額)を控除した額を助成する。

第7条第1項中「第4条第1項」を「前条」に、「助成対象者の保護者等」を「受給者」に、「ものとする」を「ことにより、助成を行うこととする」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が保険給付を受けた場合の一部負担金を保険医療機関等に対して支払ったときその他市長が特に必要があると認めたときは、受給者の申請に基づき、当該受給者に支払うことによって、助成を行うことができる。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第8条第1項中「助成対象者の保護者等」を「受給者」に、「若しくは」を「又は」に、「第6条」を「第5条」に改め、同条第2項中「助成対象者の保護者等」を「受給者」に、「資格証」を「受給資格証」に改める。

第9条第1項中「第4条」を「第6条」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、助成の事由が第三者の行為によって生じた場合において、助成対象者が第三者から助成の事由と同一の事由について損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において助成を行わず、又は助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、同法附則第4条若しくは附則第18条」を「及び第4項並びに附則第18条第2項に規定する特定施設に入所する障害者については、同法第19条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 32 号

都城市市民健康センター及び高城保健センター条例の一部を改正する
条例の制定について

都城市市民健康センター及び高城保健センター条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市市民健康センター及び高城保健センター条例の一部を改正する条例

都城市市民健康センター及び高城保健センター条例（平成18年条例第150号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都城市保健センター条例

第1条中「都城市姫城町6街区21号に都城市市民健康センターを、都城市高城町大井手748番地2に高城保健センター（以下「センター」という。）」を「保健センター」に改める。

第3条を削る。

第2条中「センター」を「保健センター」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

第2条 保健センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
都城市保健センター	都城市中町17街区19号
都城市高城保健センター	都城市高城町大井手748番地2

第4条を次のように改める。

（利用の制限等）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の利用を拒否し、又は制限することができる。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
- （2） 保健センターを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- （3） 前2号に掲げる者のほか、保健センターの管理上支障があると認められる者

第5条から第7条までを削る。

第8条中「センター」を「保健センター」に改め、同条を第5条とし、第9条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から起算して1年6月を超えない範囲内において
規則で定める日から施行する。

議案第 33 号

都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例

(都城市都城歴史資料館条例の一部改正)

第 1 条 都城市都城歴史資料館条例 (平成18年条例第278号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「免除する」を「減額し、又は免除する」に改める。

(都城市高城郷土資料館条例の一部改正)

第 2 条 都城市高城郷土資料館条例 (平成18年条例第279号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「事由」を「理由」に、「免除する」を「減額し、又は免除する」に改める。

(都城市都城島津邸条例の一部改正)

第 3 条 都城市都城島津邸条例 (平成21年条例第56号) の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(観覧料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

第21条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

(都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例の一部改正)

第 4 条 都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例 (平成27年条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(入館料の減免)

第 8 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

都城市高城勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

都城市高城勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市高城勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

都城市高城勤労青少年ホーム条例（平成18年条例第357号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2） 附属施設の表中

「

冷暖房設備	同上	上記基礎額 に相当する 額の5割相 当額	同上
-------	----	-------------------------------	----

を

」

「

冷暖房設備	同上	上記基礎額 に相当する 額の5割相 当額	同上
シャワー室	1人1回	100円	同上

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

都 使 審 第 1 0 号

平成 29 年 1 月 16 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会

会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

平成 2 9 年 1 月 1 1 日付け都財第 5 8 2 号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市高崎福祉保健センター使用料の制定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 1]のとおり制定することが適当である。
- 2 都城市高城勤労青少年ホームシャワー室使用料の制定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 2]のとおり制定することが適当である。
- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の制定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 3]のとおり制定することが適当である。
- 4 大島畠田遺跡歴史公園に係る占用料の制定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 4]のとおり制定することが適当である。
- 5 農業経営基盤強化促進法による嘱託登記手数料の改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 5]のとおり制定することが適当である。

- 6 都城市農業伝承の家使用料の改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 6]のとおり制定することが適当である。
- 7 子育て世代活動支援センター一時預かり使用料の制定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 7]のとおり制定することが適当である。
- 8 都城市未来創造ステーション使用料の設定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 8]のとおり制定することが適当である。
- 9 都城市まちなか交流センター使用料の設定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 9]のとおり制定することが適当である。
- 10 都城市まちなか広場使用料の設定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 1 0]のとおり制定することが適当である。
- 11 都城市中心市街地中核施設附帯駐車場使用料の設定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 1 1]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長	西 川 英 男
委 員	永 野 修一郎
	蓑 原 行 満
	横 山 幸 子
	倉 吉 悦 子

[別表 1]

都城市高崎福祉保健センター条例 別表第 1 (抜粋)

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
集団検診室	1時間	700円	基礎額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

[別表 2]

都城市高城勤労青少年ホーム条例 別表第 1 (抜粋)

(2) 附属施設

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
シャワー室	1人 1回	100円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

[別表 3]

都城市手数料条例 別表第 1

48 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定通知手数料(抜粋)

種類	区分	単位	金額	備考
48 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料	建築物省エネ法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査	申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第1条第1項第1号イによりエネルギー消費性能を確かめられた非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 221,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 358,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 510,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 628,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料又は軽微な変更証明手数料については、その区分により算定

			平方メートル未満のもの 742,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 846,000円	した額の1/2とする。ただし、床の面積増加部分については、増加部分の面積について、その区分に算入を加算する。
		申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第1条第1項第1号口によりエネルギー消費性能を確かめられた非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 85,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 142,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 300,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 360,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 422,000円	

都城市手数料条例 別表第3

1 建築物に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料（抜粋）

種類	区分		単位	金額	備考
1 建築物に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	基本額	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査（同法第7条の3第1項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法第18条第19項の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものを除く。）	1件	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 17,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 32,000円 オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 53,000円 カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円	当該検査に係る建築物が、建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準への適合を要する場合にあっては、基本額に建築物エネルギー消

				キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 178,000円 ク 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 260,000円 ケ 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 455,000円	費性能 基準 検査 加算 額を 加え た金 額と す る。
		建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査(同法第7条の3第1項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法第18条第19項の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものに限る。)	1件	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 13,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 16,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 30,000円 オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 52,000円 カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 69,000円 キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 161,000円 ク 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 252,000円 ケ 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 445,000円	
	建築物エネルギー消費性能基準検査加算額		1棟	ア 建築物エネルギー消費性能基準への適合を要する部分(以下「適合義務対象部分」という。)の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 4,000円 イ 適合義務対象部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 6,000	

			円 ウ 適合義務対象部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 8,000円 エ 適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 17,000円 オ 適合義務対象部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 31,000円 カ 適合義務対象部分の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 49,000円	
--	--	--	---	--

[別表 4]

都城市大島畠田遺跡歴史公園条例（案）（抜粋）

（占用料の納入等） 第 1 1 条 第 5 条の規定による許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。 2 占用料の額の算定、徴収の方法等については、都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成 22 年条例第 43 号）第 20 条第 2 項の規定を準用する。

[別表 5]

都城市手数料条例

【別記 1】 7 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）による嘱託登記手数料（抜粋）

種類	区分	単位	金額	備考
7 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）による嘱託登記手数料	所有権移転登記又は所有権保存登記	1 件 3 筆 まで	5,000円	3 筆を超えるときは 1 筆増すごとに500円を加える。

[別表 6]

都城市農業伝承の家条例（抜粋）

（使用料の徴収）	
第 13 条 和室及び調理室のそれぞれ 1 時間当たりの使用料は、200 円と当該金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（10 円未満端数切捨て）とする。ただし、利用時間に 1 時間未満の端数が生じるときは、30 分以下の利用については 0.5 時間、30 分を超える利用については 1 時間とみなして、本文の使用料の額を適用して算定する。	

[別表 7]

子育て世代活動支援センター 一時預かり使用料

区分		単位	使用料
一時預かり事業	3 歳以上児	1 人につき 1 時間当たり	400 円
	3 歳未満児	同上	500 円

- ・利用できる対象者は、市内に住所を有する乳幼児及びその保護者
- ・乳幼児の年齢は、4 月 1 日現在の年齢とする。
- ・利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30 分以下の利用については 0.5 時間、30 分を超える利用については 1 時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

[別表 8]

都城市未来創造ステーション使用料

（1）セミナー室・多目的室・会議室等

施設名	利用時間帯		基礎額 （1 時間）
会議室 1	営利目的等のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	2,600 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	3,580 円
	営利目的等以外のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	300 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	420 円
会議室 2	営利目的等のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	1,170 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	1,460 円
	営利目的等以外のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	200 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	250 円
セミナー室 1	営利目的等のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	1,510 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	1,920 円
	営利目的等以外のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	240 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	300 円

セミナー室 2・ セミナー室 3	営利目的等のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	1,820円
		午後 5 時から午後10時まで	2,360円
	営利目的等 以外のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	280円
		午後 5 時から午後10時まで	350円
多目的室	営利目的等のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	2,110円
		午後 5 時から午後10時まで	2,780円
	営利目的等 以外のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	290円
		午後 5 時から午後10時まで	380円

冷暖房設備の使用料については、上記基礎額に相当する額の 5 割相当額

(2) コワーキングスペース

	1 席当たりの使用料
使用料	1 時間ごとに300円 1回当たりの上限1,000円

[別表 9]

都城市まちなか交流センター使用料

(1) 会議室 1・会議室 2・多目的室 1 A・多目的室 1 B・多目的室 2・まちなかキッチン

施設名	利用時間帯		基礎額 (1 時間)
会議室 1 会議室 2 多目的室 2	営利目的等のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	1,510 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	1,920 円
	営利目的等 以外のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	240 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	300 円
多目的室 1 A 多目的室 1 B まちなかキッチン	営利目的等のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	2,600 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	3,580 円
	営利目的等 以外のとき	午前 9 時から午後 5 時まで	300 円
		午後 5 時から午後 10 時まで	420 円

冷暖房設備の使用料については、上記基礎額に相当する額の 5 割相当額

(2) 附属設備の使用料

まちなかキッチン 附属設備の使用料

種別	品名	単位	基礎額
調理設備	調理用ガス台	1 台	200 円
放送設備	拡声装置	1 式	1,000 円

[別表 1 0]

都城市まちなか広場使用料

	区分	9 時 ~ 13 時	13 時 ~ 17 時	17 時 ~ 21 時	1 日 9 時 ~ 21 時
営利目的等 のとき	平日	7,380 円	7,520 円	9,580 円	24,480 円
	土日、休日	8,860 円	9,090 円	11,480 円	29,430 円
営利目的等 以外のとき	平日	3,690 円	3,760 円	4,790 円	12,240 円
	土日、休日	4,430 円	4,550 円	5,740 円	14,720 円

[別表 1 1]

都城市中心市街地中核施設附帯駐車場使用料

- ・ 附帯駐車場の使用料は、車両 1 台当たり 1 時間ごとに 200 円と当該金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）を加えた額（10 円未満端数切捨て）とする。ただし、午後 10 時 30 分から翌日午前 8 時までの利用における 1 回当たりの額は、1,000 円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を上限とする。

議案第 35 号

都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例

都城市高崎福祉保健センター条例（平成21年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

集団検診室、診察指導室 1・2	午前 8 時30分から午後 5 時まで	を
-----------------	---------------------	---

」

「

診察指導室 1・2	午前 8 時30分から午後 5 時まで	に
集団検診室	別表第 2 に定める公用又は公共的利用の場合	
	上記以外の場合	

」

改める。

第4条の表集団検診室、診察指導室 1・2 の項中「集団検診室、」を削り、

「

研修室 1・2、控室	(1) 月曜日	を
1・2、調理実習室	(2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日	
、多目的ホール	まで	

」

「

集団検診室、研修室	(1) 月曜日	に
1・2、控室 1・2	(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12	
、調理実習室、多目的ホール	月31日まで	

」

改める。

別表第1 研修室 2 の項の次に次のように加える。

集団検診室	同上	700円	同上
-------	----	------	----

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第3項及び第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士数は1人以上とすることができる。この場合において、保育士数を1人とするときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第7条 当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定に

については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名中「利用」を「利用等」に改める。

第1条中「に基づき、個人番号の利用」を「に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。

別表第1に次のように加える。

5 教育委員会	都城市就学援助規則（平成24年都教委規則第9号）による就学援助の交付に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第2の2の項中「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を加え、同表の次に次の1表を加える。

次の1表～別紙

第2条 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「法第19条第9号」を「法第19条第10号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年5月30日から施行する。

別紙

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報

			及び外国人生活保護関係 情報であって規則で定め るもの
6 教育委員会	都城市就学援助規則によ る就学の援助に関する事 務であって規則で定める もの	市長	生活保護関係情報、児童 扶養手当関係情報、地方 税関係情報、中国残留邦 人等支援給付等関係情報 及び外国人生活保護関係 情報であって規則で定め るもの

議案第 38 号

都城市大島畠田遺跡歴史公園条例の制定について

都城市大島畠田遺跡歴史公園条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市大島畠田遺跡歴史公園条例

(設置)

第1条 国指定史跡大島畠田遺跡を保存するとともに、市民に公開することにより郷土愛の醸成に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市金田町1000番1に都城市大島畠田遺跡歴史公園（以下「歴史公園」という。）を設置する。

(管理)

第2条 都城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、歴史公園の文化財については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び都城市文化財保護条例（平成18年条例第277号）に基づき、常に良好な状態において維持し、その設置目的に応じて効率的に管理及び運営するものとする。

(行為の制限)

第3条 歴史公園において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の宣伝及び販売又は頒布、寄附金品の募集その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために歴史公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (4) たき火等火気を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が許可の必要な行為と認めたもの

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う歴史公園の場所、行為の内容その他必要事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出してその許可を受けなければならない。

4 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が歴史公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。

5 教育委員会は、第1項又は前項の許可に歴史公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(占用の許可)

第4条 歴史公園に新たに工作物その他の物件又は施設を設けて歴史公園を占用して利用しようとするときは、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出してその許可を受けなければならない。

4 次に掲げる事項に該当する場合は、前項の許可を要しない。

(1) 物件の様態替えて、当該物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 物件に対する物件の添加で、当該設置者が当該占用の目的に付随して行うもの

(行為の禁止)

第5条 歴史公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 歴史公園を汚損し、損傷し、又は滅失すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) 土石、竹木等の物件を堆積すること。

(5) 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。

(6) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(9) 騒音又は大声を発する等他人の迷惑になる行為をすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、歴史公園に危険を及ぼすおそれのある行為その他その用途以外に使用すること。

(占用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は歴史公園の占用を中止させ、若しくは制限すること(以下「占用許可の取消し等」という。)ができる。

(1) 占用の許可を受けた者が、許可を受けた占用の目的に違反し、又はそのお

それがあるとき。

(2) 占用の許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は教育委員会が指示した事項に違反したとき。

(3) 占用の許可を受けた者が虚偽その他の不正の手段により占用の許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により歴史公園の占有ができなくなったとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、歴史公園の管理上特に必要と認められるとき。
(利用の禁止又は制限)

第7条 教育委員会は、歴史公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は歴史公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、歴史公園を保全し、又は危険を防止するため、区域を定めて歴史公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は歴史公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な措置をすること、若しくは歴史公園を原状に回復すること、又は歴史公園から退去することを命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な行為によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する必要な措置を取ることができる。

(1) 歴史公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 歴史公園の保全又は公衆の歴史公園の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 歴史公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 教育委員会は、前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、

過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知できないときは、その措置を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、教育委員会又はその委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 教育委員会は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、規則で定める事項を公示しなければならない。

6 教育委員会は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、3月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 教育委員会は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。

8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第3項から第7項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ぜられるべき者の負担とする。

（占有権の譲渡の禁止）

第9条 第4条の規定により占有の許可を受けた者は、歴史公園を占有する権利を譲渡してはならない。

（原状回復）

第10条 第3条の規定により教育委員会の許可を受けて公園を利用した者又は第4条の規定により占有の許可を受けた者（以下この条において「利用者等」という。

）は、許可に基づく歴史公園の利用又は占用が終了したときは、直ちに歴史公園を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者等が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを原状に復し、市長は、それに要した費用を当該利用者等から徴収することができる。

（占用料の納入等）

第11条 第4条の規定による許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。

- 2 占用料の額の算定、徴収の方法等については、都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）第20条第2項の規定を準用する。

- 3 占用料の減免については、都城市都市公園以外の公園に関する条例第21条第2項から第4項までの規定を準用する。

（損害賠償）

第12条 故意又は過失によって歴史公園を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（罰則）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- （1）第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

- （2）第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

- （3）第8条第1項の規定による教育委員会の命令に違反した者

（両罰規定）

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その法人又は人に対して同条の過料に処する。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、歴史公園の管理に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

議案第 39 号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表第1の44の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（認定申請に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）により」を削り、「第54条第1項各号」を「第54条第1項第1号」に改め、同表の46の項中「及び次項」を「から50の項まで」に、「第8条第1項第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同表に次のように加える。

次のよう～別紙1

別表第3の1の項を次のように改める。

次のよう～別紙2

別表第5の7の項中「売買に伴う所有権移転登記」を「所有権移転登記又は所有権保存登記」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

別紙 1

48 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料	建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	省令第1項第1号イの基準に係る部分	ア 建築物エネルギー消費性能基準への適合を要する部分（増築し、又は改築する場合にあっては、その増築又は改築に係る部分に限る。以下「適合義務対象部分」という。）の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 358,000円 イ 適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 510,000円 ウ 適合義務対象部分の床面	「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物省エネ法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準をいう。
-----------------------------	--	-------------------	--	---

		積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 628,000円
		エ 適合義務対象部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 742,000円
		オ 適合義務対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 846,000円
省令第1条第1項第1号口の基準に係る部分	ア 適合義務対象部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 142,000円	イ 適合義務対象部分の床面

				積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円 ウ 適合義務対象部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 300,000円 エ 適合義務対象部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 360,000円 オ 適合義務対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 422,000円	
49 変更後の建築物エネルギー	建築物省エネ法第2条第2項後段又は	床面積を増加	省令第1条第1項	当該増加に係る適合義務対象部	1 床面積の増加及び当

一消費性能確保計画適合性判定手数料	第13条第3項後段の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	しようとする場合	第1号イ分の床面積の合計に計に応じて、次に掲げる金額	初判定部分の変更を行う場合は、その他の場合に掲げる金額を加えた額とする。 「当初判定部分」とは、建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。
			(1) 当該床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2 21,000円 (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合 2 当該床面積の合計の区分に応じ48の項に掲げる金額と同一の金額	
			省令第1条第1項第1号ロ分の床面積の合計に計に応じて、次に掲げる金額	
			(1) 当該床面積の合計が300平方メートル未満の場合 8 5,000円 (2) 当該床面積の合計が300平方メートル	

				以上の場合 当該床面積の 合計の区分に 応じ48の項に 掲げる金額と 同一の金額	
		その他 の場合	省令第1 条第1項 第1号イ の基準に 係る部分	当初判定部分の 床面積の合計の 区分に応じ、48 の項に掲げる金 額の2分の1に 相当する金額	
			省令第1 条第1項 第1号ロ の基準に 係る部分	当初判定部分の 床面積の合計の 区分に応じ、48 の項に掲げる金 額の2分の1に 相当する金額	
50 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	床面積を増加しようとする場合	省令第1 条第1項 第1号イ の基準に 係る部分	当該増加に係る 適合義務対象部 分の床面積の合 計に応じて、次 に掲げる金額 (1) 当該床面 積の合計が300 平方メートル 未満の場合 2 21,000円 (2) 当該床面	1 床面積の 増加及び当 初判定部分 の変更を行 う場合は、 その他の場 合に掲げる 金額を加え た額とする 。 2 「当初判

		積の合計が300平方メートル以上の場合 当該床面積の合計の区分に応じ48の項に掲げる金額と同一の金額	定部分」とは、建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。
	省令第1条第1項第1号ロ分の床面積の合 の基準に計に応じて、次 係る部分に掲げる金額	(1) 当該床面積の合計が300平方メートル未満の場合 85,000円 (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合 当該床面積の合計の区分に応じ48の項に掲げる金額と同一の金額	
その他 の場合	省令第1条第1項第1号イ	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、48	

		の基準にの項に掲げる金 係る部分額の 2 分の 1 に 相当する金額	
		省令第 1 条第 1 項 第 1 号口区分に応じ、48 の基準にの項に掲げる金 係る部分額の 2 分の 1 に 相当する金額	

別紙 2

1	建築物に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	基本額	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査（同法第7条の3第1項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法第18条第19項の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものを除く。）	1件	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 17,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 32,000円 オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 53,000円 カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円 キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 178,000円 ク 床面積の合計が1万平方メートルを超え、	建築物エネルギー消費性能基準に係る検査を行う必要がある場合の手数は、基本額に建築物エネルギー消費性能基準検査加算額を加えた額とする。
---	--------------------------	-----	--	----	---	--

		5 万平方メートル以内 のもの 260,000円 ケ 床面積の合計が 5 万 平方メートルを超える もの 455,000円
建築基準法第 7 条第 1 項の 規定に基づく 建築物の工事 の完了検査の 申請又は同法 第18条第16項 の規定に基づ く建築物の工 事完了の通知 に対する審査 (同法第 7 条 の 3 第 1 項の 規定に基づく 特定工程に係 る工事の検査 又は同法第18 条第19項の規 定に基づく通 知の審査を要 した建築物に 関するものに 限る。)	1 件	ア 床面積の合計が30平 方メートル以内のもの 13,000円 イ 床面積の合計が30平 方メートルを超え、100 平方メートル以内のも の 16,000円 ウ 床面積の合計が100平 方メートルを超え、200 平方メートル以内のも の 22,000円 エ 床面積の合計が200平 方メートルを超え、500 平方メートル以内のも の 30,000円 オ 床面積の合計が500平 方メートルを超え、1,0 00平方メートル以内の もの 52,000円 カ 床面積の合計が1,000 平方メートルを超え、2 ,000平方メートル以内 のもの 69,000円 キ 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え、

			1 万平方メートル以内のもの 161,000円 ク 床面積の合計が1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの 252,000円 ケ 床面積の合計が5 万平方メートルを超えるもの 445,000円	
	建築物エネルギー消費性能基準検査加算額	1 棟	ア 適合義務対象部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 4,000円 イ 適合義務対象部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 6,000円 ウ 適合義務対象部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 8,000円 エ 適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの 17,000円 オ 適合義務対象部分の床面積の合計が1 万平	

			方メートルを超え、5 万平方メートル以内の もの 31,000円 カ 適合義務対象部分の 床面積の合計が5万平 方メートルを超えるの もの 49,000円	
--	--	--	---	--

議案第 4 0 号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2軍神原の部中「32」を「29」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

都城市農業伝承の家条例の一部を改正する条例の制定について

都城市農業伝承の家条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市農業伝承の家条例の一部を改正する条例

都城市農業伝承の家条例（平成18年条例第348号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第13条第4項」を「第13条第3項」に改める。

第13条第1項中「使用料は、別表を適用して得た額と当該金額に」を「和室及び調理室のそれぞれ1時間当たりの使用料は、200円を基礎額として、これに」に改め、「加えた額」の次に「（10円未満端数切捨て）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用時間に1時間未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、使用料を算定するものとする。

第13条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項後段中「第1項」及び「別表」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成29年6月30日までの間における改正後の都城市農業伝承の家条例の規定を適用して得た使用料の額が改正前の都城市農業伝承の家条例の規定を適用して得た使用料の額（以下「改正前条例の使用料の額」という。）を超える場合の伝承の家の使用料の額は、改正前条例の使用料の額とする。

議案第 4 2 号

都城市中心市街地中核施設条例の制定について

都城市中心市街地中核施設条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市中心市街地中核施設条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第25条）
- 第2章 都城市未来創造ステーション（第26条 - 第29条）
- 第3章 都城市まちなか広場（第30条 - 第33条）
- 第4章 都城市まちなか交流センター（第34条 - 第37条）
- 第5章 都城市子育て世代活動支援センター（第38条 - 第43条）
- 第6章 都城市中央バス待合所（第44条・第45条）
- 第7章 都城市中心市街地中核施設附帯駐車場（第46条 - 第49条）
- 第8章 雑則（第50条）

第1章 総則

（設置）

第1条 多様な都市機能を集約することにより市民の利便性の向上を図るとともに、多世代が交流できる市民活動を推進し、もって中心市街地における賑わい空間を創出することを目的として、都城市中町に都城市中心市街地中核施設（以下「中核施設」という。）を設置する。

（構成施設）

第2条 中核施設は、次に掲げる施設により構成するものとする。

- （1） 都城市立図書館本館
- （2） 都城市未来創造ステーション
- （3） 都城市まちなか広場
- （4） 都城市まちなか交流センター
- （5） 都城市保健センター
- （6） 都城市子育て世代活動支援センター
- （7） 都城市中央バス待合所
- （8） 都城市中心市街地中核施設附帯駐車場

2 前項に掲げる施設のうち、次の各号に掲げる施設の設置及び管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

- （1） 都城市立図書館本館 都城市立図書館条例（平成28年条例第17号）
- （2） 都城市保健センター 都城市保健センター条例（平成18年条例第150号）

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、前条第1項各号に規定する施設（同項第1号及び第5号に規定する施設を除く。以下「未来創造ステーション等」という。）の管理を法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第4条 未来創造ステーション等の指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 指定管理の指定を受けようとする施設の事業計画書

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、未来創造ステーション等の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

（1） 市民の平等な利用を確保し、サービスの向上を図ることができる者

（2） 未来創造ステーション等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の適切な維持及び管理を行うことができる者

（3） 施設等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができる者

（4） 申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者

（5） 前各号に掲げる者のほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者

2 前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（2） 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。

（3） 施設等の現状を市長の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。

（4） 施設等を市長の許可なく設置目的外に利用しないこと。

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（管理運営業務の範囲）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第10条に規定する利用の許可、第12条に規定する利用許可の取消し等、第13条に規定する利用の制限、第14条に規定する特別の設備等に関する許可及び第16条に規定する原状回復に関する業務
 - (2) 第17条第 1 項に規定する使用料の徴収
 - (3) 第17条第 4 項の規定により利用料金として収受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務
 - (4) 施設等の維持及び修繕に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、未来創造ステーション等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (指定管理者の行為)

第 7 条 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、未来創造ステーション等の建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

(開館時間等)

第 8 条 未来創造ステーション等の開館時間又は利用時間は、第28条、第32条、第36条、第41条、第45条又は第47条に定めるところによる。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 9 条 未来創造ステーション等（第 2 条第 6 号に規定する施設を除く。）は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第10条 施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力行為その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第11条 指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

2 指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること(以下「利用許可の取消し等」という。)ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館若しくは進入を拒み、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示し

ようとする者

- (6) 前各号に掲げる者のほか、施設等の管理上支障があると認められる者
(特別の設備等)

第14条 利用者は、施設等の利用に際して、施設等に特別の設備をし、又は備付け
以外の器具を利用しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用が終了したとき、又は第12条の規定により利用の
許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設
等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たと
きは、この限りでない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを原状に復し、そ
れに要した費用を利用者から徴収することができる。

(使用料の徴収)

第17条 未来創造ステーション等の使用料は、第29条、第33条、第37条、第43条又
は第48条で定めるところによる。

- 2 利用者は、前項の使用料を規則で定める期日までに納入しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項で定める期日までに使用料の納入がないときは、その利用
の許可を取り消すことができる。
- 4 市長は、施設等の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、
第1項の使用料に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。
）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該
利用料金は、同項の規定にかかわらず、第29条、第33条、第37条、第43条又は第
48条に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、
あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 5 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条、第19条及
び別表第1備考中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは
「利用料金」と、第29条、第33条、第37条、第43条及び第48条中「使用料」とあ
るのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第18条 市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第19条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。

（2） 市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。

（3） 利用者が許可された利用を取り消し、又は変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。

2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

（事業報告書）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第21条 市長は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務）

第23条 指定管理者及び施設等の業務に従事している者（以下「従事者」という。

）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

（損害賠償）

第24条 故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（市長による管理）

第25条 第5条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第22条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

第2章 都城市未来創造ステーション

（未来創造ステーションの設置）

第26条 市民の相互交流の充実に資する場を中心市街地に設け、その活性化を図るとともに、産学官金連携や独立開業を目指す者の育成支援（以下「創業支援等」という。）を推進し、もって市民の福祉の一層の増進に寄与することを目的として、都城市中町16街区15号に都城市未来創造ステーション（以下「未来創造ステーション」という。）を設置する。

（未来創造ステーションの事業）

第27条 未来創造ステーションは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 市民が集い、楽しみ、交流する活動を支援し、推進すること。
- （2） 産学官金連携、創業支援等に資すること。
- （3） 設置目的に関する情報を収集し、発信すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要なこと。

（未来創造ステーションの開館時間）

第28条 未来創造ステーションの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

（未来創造ステーションの使用料）

第29条 未来創造ステーションの使用料は、別表第1のとおりとする。

第3章 都城市まちなか広場

(まちなか広場の設置)

第30条 市民の交流促進に寄与するとともに、賑わい空間を創出することを目的として、都城市中町17街区19号に都城市まちなか広場（以下「まちなか広場」という。）を設置する。

(まちなか広場の事業)

第31条 まちなか広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術の振興及び中心市街地に賑わい空間を創出する事業の企画及び実施に関する事。
- (2) 学術、情報、技術、文化等の広域的又は国際的な交流の促進に関する事。
- (3) 前2号の規定に関する人材育成並びに関係施設、団体及び市民との連携並びに協力に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事。

(まちなか広場の利用時間)

第32条 まちなか広場の利用時間は、次条の規定により使用料を支払って利用する場合に限り、午前9時から午後9時までとする。

(まちなか広場の使用料)

第33条 まちなか広場の使用料は、別表第2のとおりとする。

第4章 都城市まちなか交流センター

(まちなか交流センターの設置)

第34条 多世代による活動の充実及び市民による多様な交流活動を推進し、もって市民の福祉の一層の増進に寄与することを目的として、都城市中町17街区19号に都城市まちなか交流センター（以下「まちなか交流センター」という。）を設置する。

(まちなか交流センターの事業)

第35条 まちなか交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民が集い、楽しみ、交流する活動を支援し、推進すること。
- (2) 設置目的に関する情報を収集し、発信すること。
- (3) 設置目的に関する研修会及びイベントの開催に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事。

(まちなか交流センターの開館時間)

第36条 まちなか交流センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

（まちなか交流センターの使用料）

第37条 まちなか交流センターの使用料は、別表第3のとおりとする。

第5章 都城市子育て世代活動支援センター

（子育て世代活動支援センターの設置）

第38条 子育て世代の多様な活動を支援し、安心して子育てができる環境の充実を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的に実施することを目的として、都城市中町17街区19号に都城市子育て世代活動支援センター（以下「子育て世代活動支援センター」という。）を設置する。

（子育て世代活動支援センターの事業）

第39条 子育て世代活動支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- （2） 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- （3） 親子に健全な遊びの場を提供する事業
- （4） 前3号に掲げるもののほか、子育ての支援に資する事業

（子育て世代活動支援センターの利用者の範囲）

第40条 子育て世代活動支援センターを利用できる者は、前条第2号に規定する一時預かり事業を除き、次に掲げるとおりとする。

- （1） 乳児、幼児（以下「乳幼児」という。）又はおおむね小学校3年生までの児童及びその家族
- （2） 妊娠中の者及びその者に同伴する者
- （3） 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 一時預かり事業を利用できる者は、市内に住所を有する乳幼児及びその保護者その他市長が特に必要と認める者とする。

（子育て世代活動支援センターの開館時間）

第41条 子育て世代活動支援センターの開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第39条各号に定める事業ごとの利用時間については、規則で定める。

（子育て世代活動支援センターの休館日）

第42条 子育て世代活動支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

（１） 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）

（２） １月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日まで

（３） 第３金曜日（その日が休日に当たるときは、除く。）

（子育て世代活動支援センターの使用料）

第43条 子育て世代活動支援センターの使用料は、別表第４のとおりとする。

第６章 都城市中央バス待合所

（バス待合所の設置）

第44条 中心市街地における市民及び公共交通機関利用者の利便性の向上を図ることを目的として、都城市中町17街区19号に都城市中央バス待合所（以下「バス待合所」という。）を設置する。

（バス待合所の開館時間）

第45条 バス待合所の開館時間は、午前９時から午後10時までとする。

第７章 都城市中心市街地中核施設附帯駐車場

（附帯駐車場の設置）

第46条 中核施設に来館し、又は来場する者の利用に供することを目的として、都城市中町15街区16号に都城市中心市街地中核施設附帯駐車場（以下「附帯駐車場」という。）を設置する。

（附帯駐車場の利用時間）

第47条 附帯駐車場の利用時間は、午前０時から午後12時までとする。

２ 附帯駐車場に入場し、及び出場できる時間は、午前８時から午後10時30分までとする。

３ 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（附帯駐車場の使用料）

第48条 附帯駐車場の使用料は、車両１台当たり１時間ごとに200円を基礎額とし、これに消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額

及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）を加えた額（10円未満端数切捨て）とする。ただし、午後10時30分から翌日午前8時までの利用における1回当たりの使用料の上限は、1,000円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（10円未満端数切捨て）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、附帯駐車場の使用料は、規則で定めるところにより無料とすることができる。

（都城市駐車場条例の準用）

第49条 この条例の規定に基づくもののほか、附帯駐車場の管理運営に必要な事項は、都城市駐車場条例（平成18年条例第227号）第7条、第8条、第10条、第11条及び第13条から第15条までの規定を準用する。この場合において、同条例第8条の規定中「中央駐車場」とあるのは、「附帯駐車場」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

（委任）

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定に関する必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第29条関係）

施設名	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的室	営利目的等のとき 午前9時から午後5時まで	1時間	2,110円	基礎額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切

					り捨てる。
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	2,780円	同上
	営 利 目 的 等 以 外 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	290円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	380円	同上
セミナー室 1	営 利 目 的 等 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	1,510円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	1,920円	同上
	営 利 目 的 等 以 外 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	240円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	300円	同上
	営 利 目 的 等 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	1,820円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	2,360円	同上
セミナー室 2 ・ セミナー室 3	営 利 目 的 等 以 外 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	280円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	350円	同上
	営 利 目 的 等 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	2,600円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	3,580円	同上
会議室 1	営 利 目 的 等 以 外 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	300円	同上
	営 利 目 的 等 以 外 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上		

	外 の と き	午後 5 時から 午後10時まで	同上	420円	同上
会議室 2	営 利 目 的 等 の とき	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	1,170円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	1,460円	同上
	営 利 目 的 等 以 外 の と き	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	200円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	250円	同上
コワーキングスペース			同上	300円	同上
冷暖房設備（コワーキングスペース 利用の場合を除く。）			同上	上 記 基 礎 額 に 相 当 する額の 5 割 相 当 額	同上

備考

- 1 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（別表第3及び別表第4において同じ。）。
- 2 「営利目的等」とは、営利を目的として利用するときその他市長がこれらに類すると認めるときをいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。
- 3 コワーキングスペース1回当たりの使用料の上限は、1,000円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（10円未満端数切捨て）とする。

別表第2（第33条関係）

利用区分			基礎額	利用区分当たりの使用料の額
平日	営 利 目 的 等 の	午前 9 時から 午後 1 時まで	7,380円	基礎額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。この場合

	とき			において、利用区分当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		午後 1 時から 午後 5 時まで	7,520円	同上
		午後 5 時から 午後 9 時まで	9,580円	同上
	営 利 目 的 等 以 外 の と き	午前 9 時から 午後 1 時まで	3,690円	同上
		午後 1 時から 午後 5 時まで	3,760円	同上
		午後 5 時から 午後 9 時まで	4,790円	同上
	土曜日、日曜日及び休日	営 利 目 的 等 の とき	午前 9 時から 午後 1 時まで	8,860円
午後 1 時から 午後 5 時まで			9,090円	同上
午後 5 時から 午後 9 時まで			11,480円	同上
営 利 目 的 等 以 外 の と き		午前 9 時から 午後 1 時まで	4,430円	同上
		午後 1 時から 午後 5 時まで	4,550円	同上
		午後 5 時から 午後 9 時まで	5,740円	同上

備考 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

別表第 3（第37条関係）

施設名	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
会議室 1・会	営利目	午前 9 時から 1 時間	1,510円	基礎額に消費税及び地方

議室 2	的等のとき	午後 5 時まで			消費税相当額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	1,920円	同上
	営利目的等のとき	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	240円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	300円	同上
まちなかキッチン	営利目的等のとき	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	2,600円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	3,580円	同上
	営利目的等のとき	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	300円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	420円	同上
多目的室 1 A ・多目的室 1 B	営利目的等のとき	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	2,600円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	3,580円	同上
	営利目的等のとき	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	300円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	420円	同上
多目的室 2	営利目的	午前 9 時から	同上	1,510円	同上

	的等のとき	午後 5 時まで			
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	1,920円	同上
	営利目的等のとき	午前 9 時から 午後 5 時まで	同上	240円	同上
		午後 5 時から 午後10時まで	同上	300円	同上
冷暖房設備		同上	上記基礎額に相当する額の5割相当額	同上	
器具備品等	調理用ガス台	1 台	200円	同上	
	拡声装置	1 式	1,000円	同上	

別表第4（第43条関係）

区分		単位	単位当たりの使用料の額
一時預かり事業	3歳以上児	1人1時間	400円
	3歳未満児	同上	500円

備考

- 1 「3歳以上児」とは、年度の初日の前日において3歳に達する子どもをいう。
- 2 「3歳未満児」とは、年度の初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、当該子どもがその年度の途中で3歳に達した場合においても、当該年度中に限り3歳未満児とみなす。

議案第 4 3 号

財産の無償貸付け及び減額貸付けについて

次のとおり土地の無償貸付け及び減額貸付けを行うことについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

1 貸し付ける土地

所在地	地目	地積 (m ²)
都城市中町 1 1 3 番	宅地	7 4 0 . 9 5
都城市中町 1 1 4 番	宅地	1 3 2 . 9 2
都城市中町 1 1 5 番	宅地	7 1 . 3 7
都城市中町 1 1 6 番	宅地	3 3 4 . 0 0
都城市中町 1 1 7 番	宅地	2 1 3 . 5 4
都城市中町 1 1 8 番 1	宅地	1 0 1 . 6 7
都城市中町 1 1 9 番 1	宅地	2 3 . 1 2
都城市中町 1 2 0 番 1	宅地	1 3 1 . 0 9
都城市中町 1 2 1 番	宅地	2 2 5 . 9 5
都城市中町 1 2 2 番	宅地	1 3 0 . 5 3
都城市中町 1 2 3 番	宅地	4 7 2 . 3 8
都城市中町 1 2 4 番 1	宅地	4 0 3 . 5 5
都城市中町 1 2 5 番 1	宅地	3 1 . 3 8
計		3 0 1 2 . 4 5

2 貸付けの相手方 宮崎県都城市姫城町 4 街区 1 号

株式会社センター・シティ

3 貸付期間 借地権の設定契約締結の日から 4 0 年間

4 区分、貸付方法及び貸付料

区分	貸付方法	貸付料（年額）
必須機能部分	無償貸付け	
その他の機能部分	減額貸付け	事業の開始年度における不動産鑑定評価額を基準として市長が定めた価額に1000分の40を乗じて得た額を12月で除した額（1円未満切上げ）に、その他の機能部分の地積を乗じ、0.425を乗じ、12月を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。ただし、施設の供用開始後については、毎年4月1日に相続税路線価に基づき改定を行う。

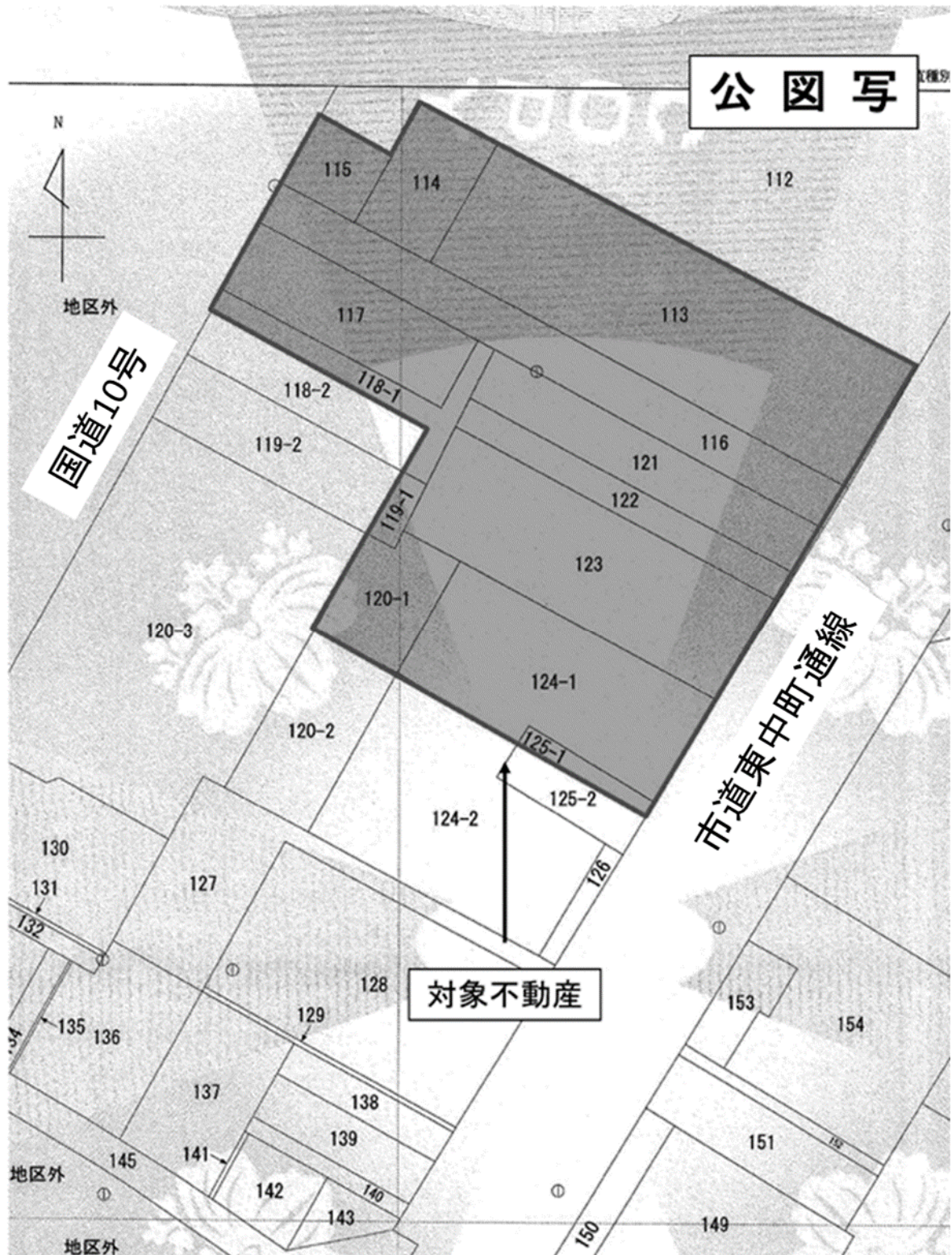
備考

- (1) 「必須機能部分」とは、貸し付ける土地（以下「本件土地」という。）のうち、市民生活に必要な都市機能誘導施設を設置する部分をいう。
- (2) 「その他の機能部分」とは、本件土地のうち、必須機能部分以外の土地をいう。
- (3) 必須機能部分の土地の面積及びその他の機能部分の土地の面積は、建築確認等に基づき市長が定めるものとする。
- (4) その他の機能部分については、上の表の定めにかかわらず、貸付期間のうち貸付けの相手方が都城市中心市街地中核施設整備支援事業民間施設立地支援事業の実施に必要な施設を本件土地に整備するために必要な期間であって市長が認める期間においては、無償で貸し付けるものとする。

位置図



本件土地



事業者概要

- 1 事業者名 株式会社センター・シティ
- 2 代表者 代表取締役 安田 耕一
- 3 本社所在地 宮崎県都城市姫城町4街区1号
- 4 設立年月日 平成27年10月23日
- 5 資本金 1,350万円
- 6 事業内容 商業施設等の中心市街地の活性化に寄与する施設の建設、管理、運営、日用品雑貨の販売、地域情報発信及び提供業務 など
- 7 沿革 平成27年10月 会社設立

貸付後の土地利用計画

株式会社センター・シティは、都城市中心市街地中核施設整備支援事業民間施設立地支援事業で提案されたスーパーマーケット、ホテル、事務所等整備に向けて調査設計、建築整備を進め、平成31年6月に開業する予定

事業計画概要

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事業 者 名 | 株式会社センター・シティ |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 安田 耕一 |
| 3 | 事業用地所在地 | 宮崎県都城市中町 1 1 3 番外 |
| 4 | 事業敷地面積 | 3 , 0 1 2 . 4 5 m ² |
| 5 | 設備投資額 | 約 2 7 億円 |
| 6 | 事業内容 | スーパーマーケット、ホテル、事務所等の整備、管理、運用、賃貸 |
| 7 | 操 業 計 画 | 平成 2 9 年 4 月 必須機能であるスーパーマーケットについて都市機能立地支援事業の補助金交付申請を国土交通省に提出予定
平成 2 9 年 4 月 国土交通省からスーパーマーケットについて都市機能立地支援事業の補助金交付決定を受ける予定
平成 3 0 年 1 月 建築工事着手
平成 3 1 年 6 月 開業 |

貸付料（減免額）についての概要

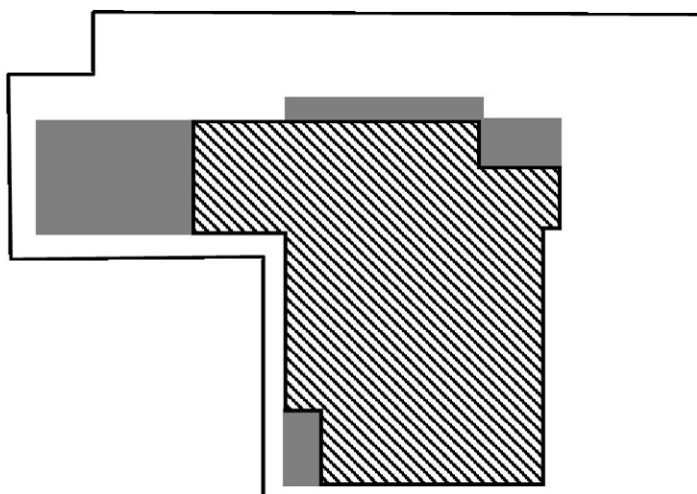
1 貸し付ける土地の面積 3,012.45 m^2

2 必須機能部分の面積 2,143.89 m^2

必須機能（スーパーマーケット）

3 2 の面積算出 $3,012.45\text{m}^2 \times 888.85\text{m}^2 (1) / (888.85\text{m}^2 + (1,248.95\text{m}^2 - 888.85\text{m}^2) (2))$

- 1 必須機能部分の建築面積又は必須機能が含まれる部分の外壁若しくはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積
- 2 全体の建築面積から必須機能部分の建築面積を差し引いた面積又は建物全体の外壁若しくはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積から必須機能が含まれる部分の外壁若しくはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を差し引いた面積



※1 必須機能部分の水平投影面積
888.85 m^2



※2 その他機能部分の水平投影面積
360.1 m^2

※1 + ※2 = 1,248.95 m^2

- 4 その他の機能部分の面積 868.56 m^2
 $3,012.45\text{ m}^2(\text{全体}) - 2,143.89\text{ m}^2(\text{必須機能})$
- 5 借地料減免率 必須機能部分：100%
 その他の機能部分：57.5%
- 6 年間貸付料 372,092円
 必須機能部分：無料
 その他の機能部分：372,092円
- 7 6の貸付料算出 $84\text{円} \times (1 - 0.575) \times 868.56\text{ m}^2 \times 12\text{月}$
 $84\text{円}/\text{m}^2$ ：月額借地料単価
- 8 月額貸付料単価算出 $35,700\text{円}(\text{3}) \times 0.7(\text{4}) \times 40/1000(\text{5})/12\text{月}$
 3 不動産鑑定評価額（円/m²）
 4 固定資産税評価額相当の調整率
 5 貸付率
- 9 減免前の年間貸付料 3,036,550円
 都城市財務規則の特例を定める規則（平成27年規則
 第47号）第4条第1項の規定により算出
- 10 年間減免額 2,664,458円
 （減免前の年間貸付料 - 年間貸付料）
- 11 その他 必須機能部分及びその他の機能部分の土地の面積は、
 株式会社センター・シティからの提案書に記載され
 ている数値であり、それぞれの土地の面積の確定は、
 今後建築確認等に基づき精査を行うため、貸付料は
 変動する可能性がある。また、施設の供用開始後の

貸付料については、毎年４月１日に相続税路線価に基づき改定を行う。

議案第 4 4 号

障害者自立支援法に規定する介護給付等の支給に関する審査判定事務
の委託に係る規約変更に関する三股町との協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定により、三股町と都城市との間における障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、三股町と協議するため、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

三股町と都城市との間における障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を改正する規約
題名及び第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

- 三股町と都城市との間における障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約新旧対照表

改正前	改正後
三股町と都城市との間における<u>障害者自立支援法</u> に規定する介護給付費等 の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約 第1条（略） （委託事務の範囲） 第2条 甲は、<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村 審査会が行う事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執 行を乙に委託する。 第3条～第7条（略）	三股町と都城市との間における<u>障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律</u>に規定する介護給付費 等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約 第1条（略） （委託事務の範囲） 第2条 甲は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律</u>（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村 審査会が行う事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執 行を乙に委託する。 第3条～第7条（略）

議案第 4 5 号

公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務
の委託に係る規約変更に関する三股町との協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定により、公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、三股町と協議するため、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託
に関する規約の一部を変更する規約

公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第3条中「歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第7条第1項中「都城市」を「都城市長」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

● 公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託に関する規約新旧対照表

改正前	改正後
第 1 条・第 2 条（略） （予算上の措置） 第 3 条 都城市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、都城市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。 第 4 条～第 6 条（略） （連絡会議） 第 7 条 都城市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ三股町長と連絡会議を開くものとする。 2（略） 第 8 条（略） 附 則（略） 別表第 1・別表第 2（略）	第 1 条・第 2 条（略） （予算上の措置） 第 3 条 都城市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、<u>都城市の下水道事業会計予算</u>において分別して計上するものとする。 第 4 条～第 6 条（略） （連絡会議） 第 7 条 <u>都城市長</u>は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ三股町長と連絡会議を開くものとする。 2（略） 第 8 条（略） 附 則（略） 別表第 1・別表第 2（略）

議案第 4 6 号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

(本 庁)
認 定 路 線

沖水地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
40177	太郎坊177号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号
40513	太郎坊513号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号
40517	金田517号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号
40520	金田520号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号
40544	広瀬544号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号
40545	広瀬545号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号
40546	太郎坊546号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号

五十市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
50170	南横市170号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50172	南横市172号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50175	南横市175号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50177	霧原・南横市177号線	都城市 都原町	都城市 南横市町	資料番号
50590	久保原・蓑原590号線	都城市 久保原町	都城市 蓑原町	資料番号
50612	蓑原612号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50617	蓑原617号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50619	蓑原619号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50624	蓑原624号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50644	蓑原644号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50654	蓑原654号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50657	蓑原657号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号

(本 庁)
認 定 路 線

五十市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
50661	蓑原661号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50662	南横市662号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50667	加治屋667号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50674	蓑原674号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50675	南横市・蓑原675号線	都城市 南横市町	都城市 蓑原町	資料番号
50683	蓑原683号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50759	南横市759号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50764	南横市764号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50767	南横市767号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50810	蓑原810号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50811	蓑原811号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50827	南横市827号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50982	蓑原982号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50984	南横市984号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50987	久味木987号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
51001	蓑原1001号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
51002	蓑原1002号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
51003	蓑原1003号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
51004	南横市1004号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
51005	狐塚1005号線	都城市 平塚町	都城市 平塚町	資料番号
51006	中尾1006号線	都城市 五十町	都城市 五十町	資料番号
51007	尻枝1007号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号

(本 庁)
認 定 路 線

市街地北部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
60591	花繰591号線	都城市 花繰町	都城市 花繰町	資料番号
60592	郡元592号線	都城市 郡元町	都城市 郡元町	資料番号
60593	郡元593号線	都城市 郡元町	都城市 郡元町	資料番号

市街地南部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
70559	上長飯559号線	都城市 上長飯町	都城市 上長飯町	資料番号
70560	上長飯560号線	都城市 上長飯町	都城市 上長飯町	資料番号
70561	上長飯561号線	都城市 上長飯町	都城市 上長飯町	資料番号
70562	上長飯562号線	都城市 上長飯町	都城市 上長飯町	資料番号

(山田総合支所)
認 定 路 線

山田地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
120500	長谷上500号線	都城市 山田町山田	都城市 山田町山田	資料番号
120501	北屋敷501号線	都城市 山田町中霧島	都城市 山田町中霧島	資料番号

(本 庁)
廃 止 路 線

西岳地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
10057	後川内57号線	都城市 美川町	都城市 美川町	資料番号

庄内地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
20256	牧の原256号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号㉑
20257	牧の原257号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号㉑
20258	牧の原258号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号㉑
20259	牧の原259号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号㉑
20261	牧の原261号線	都城市 関之尾町	都城市 横市町	資料番号㉑
20262	牧の原262号線	都城市 関之尾町	都城市 横市町	資料番号㉑
20263	牧の原263号線	都城市 関之尾町	都城市 横市町	資料番号㉑
20264	牧の原264号線	都城市 関之尾町	都城市 横市町	資料番号㉑
20265	牧の原265号線	都城市 関之尾町	都城市 横市町	資料番号㉑
20266	横市266号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号㉑
20267	関之尾267号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号㉑
20268	牧の原268号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号㉑
20272	牧の原272号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号㉑
20285	横市285号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号㉑
20286	横市286号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号㉑
20287	横市287号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号㉑
20288	横市288号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号㉑
20304	横市304号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号㉑

(本 庁)
廃 止 路 線

庄内地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
20536	月野原536号線	都城市 乙房町	都城市 乙房町	資料番号②
20547	横市547号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号②
20558	平田・今房558号線	都城市 乙房町	都城市 横市町	資料番号②
20560	平田・今房560号線	都城市 乙房町	都城市 横市町	資料番号②
20562	平田・今房562号線	都城市 乙房町	都城市 横市町	資料番号②
20564	平田・今房564号線	都城市 乙房町	都城市 横市町	資料番号②
20565	横市・上平田565号線	都城市 横市町	都城市 乙房町	資料番号②
20567	横市・上平田567号線	都城市 横市町	都城市 乙房町	資料番号②
20569	上平田・横市569号線	都城市 乙房町	都城市 横市町	資料番号②
20570	上平田・横市570号線	都城市 乙房町	都城市 横市町	資料番号②
20572	上平田・横市572号線	都城市 乙房町	都城市 横市町	資料番号②
20578	横市578号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号②
20580	横市580号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号②
20588	横市588号線	都城市 横市町	都城市 横市町	資料番号②
20637	上平田・横市637号線	都城市 乙房町	都城市 横市町	資料番号②
20650	牧の原650号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号①
20651	牧の原651号線	都城市 関之尾町	都城市 関之尾町	資料番号①

五十市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
50170	南横市170号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50172	南横市172号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50175	南横市・蓑原175号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号

(本 庁)
 廃 止 路 線

五十市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
50177	南横市・霧原177号線	都城市 南横市町	都城市 都原町	資料番号
50590	久保原・蓑原590号線	都城市 久保原町	都城市 蓑原町	資料番号
50612	蓑原612号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50617	蓑原617号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50619	蓑原619号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50624	蓑原624号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50644	蓑原644号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50654	蓑原654号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50657	南横市・蓑原657号線	都城市 南横市町	都城市 蓑原町	資料番号
50661	蓑原661号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50662	南横市662号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50663	南横市663号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50667	南横市667号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50674	加治屋・蓑原674号線	都城市 南横市町	都城市 蓑原町	資料番号
50675	加治屋・蓑原675号線	都城市 南横市町	都城市 蓑原町	資料番号
50683	蓑原683号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50759	南横市759号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50764	南横市764号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50767	南横市767号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50810	南横市810号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50811	南横市811号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号
50827	蓑原827号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号
50987	久保原987号線	都城市 久保原町	都城市 久保原町	資料番号

(本 庁)
廃 止 路 線

中郷西部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
80414	雄児石・高見堂414号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②③
80471	雄児石471号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②④
80473	雄児石473号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②③
80474	雄児石474号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②③
80475	雄児石475号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②③
80478	雄児石478号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②③
80483	緩毛原483号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②④
80533	梅北西533号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑤
80537	緩毛原537号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑤
80547	雄児石547号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑤
80552	梅北西552号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑤

中郷東部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
90224	弘川224号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90225	弘川225号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90276	弘川276号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90277	弘川277号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90286	弘川286号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90287	弘川287号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90288	弘川288号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90291	弘川291号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥

(本 庁)
廃 止 路 線

中郷東部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
90292	弘川292号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90293	弘川293号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90294	西生寺294号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90308	弘川308号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90310	弘川310号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑥
90319	嫁坂東319号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑦
90336	嫁坂東336号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑦
90339	嫁坂東339号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑦
90340	嫁坂東340号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑦
90341	梅北東341号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑦
90343	大浦343号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑧
90345	大浦345号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑧
90349	大浦349号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑧
90353	大浦353号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑧
90355	大浦355号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑧
90356	大浦356号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑧
90361	大浦361号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑧
90701	大浦701号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号②⑧